

令和7年度 燕市結婚新生活支援金

結婚に伴う住宅費用や引越費用をサポート！

39歳以下の
新婚夫婦
必見！

1 補助額 夫婦ともに**29歳以下**：**60万円** 夫婦ともに**39歳以下**：**30万円**

2 対象経費 結婚に伴う経費で
令和7年4月1日～令和8年3月31日 の間に支払った以下のもの

- ① 賃借した住宅に係る費用
- ② 取得した住宅に係る費用
- ③ 住宅のリフォーム費用
- ④ 引越費用



～対象経費となる費用の詳細～

① 賃借した住宅に係る費用

- ・対象費用... 賃貸住宅の賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料
- ・対象外費用... 駐車場代、光熱水費、物件の清掃代

② 取得した住宅に係る費用

- ・住宅の購入費（新築・中古）、工事請負費（新築・増築）

③ 住宅のリフォーム費用

- ・住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、改築、設備更新等の工事費用

④ 引越費用

- ・結婚に伴い賃借または取得した住宅、夫婦の一方が居住する住宅への引越費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った作業費や運送費



支援金支給までの2ステップ！

① まずは申請！

対象要件をセルフチェックし要件を満たす世帯は
令和7年7月1日～令和8年3月6日
までに燕市役所地域振興課へ必要書類を提出

※3月6日以降に婚姻予定の方は事前にご相談ください。
※必要書類詳細は裏面②をご覧ください。

②

対象経費の支払完了後...

報告＋支援金の請求！

実際に支払った費用の確認ができる書類を提出
→支援金の交付という流れになります。

※交付金額が確定次第順次交付します。
※申請内容により確定時期が異なります。

☑ 主な対象要件をセルフチェック！

- 令和7年1月1日～令和8年3月31日に婚姻し、以下の要件を全て満たす世帯
- 婚姻日時点において夫婦ともに**39歳以下**
- 世帯の年間合計所得額が**500万円未満**
(※奨学金を返済している場合は合計所得額から控除可能)
- 夫婦ともに支援金交付から2年以上継続して燕市に居住する意思がある
- 夫婦ともに過去にこの制度に基づく支援金の交付を受けていない
- 夫婦ともに市税の滞納がない

※詳しい対象要件については裏面①をご覧ください。

■申請・問い合わせ (市役所3階13番窓口) ※「結婚新生活の件」とお伝えください。

燕市企画財政部 地域振興課 交流推進係

TEL : 0256-77-8364

メール : chiiki@city.tsubame.lg.jp

燕市 結婚新生活



(結婚新生活HP)

1

～対象要件の詳細～

※表面の要件を全て満たすと以下の場合も対象となります。

- 1) 再婚された方も対象となります。(但し同一人同士による再婚は対象外となります)
- 2) 世帯に夫婦以外の親族等がある場合も対象になります。(但し合計所得に親族等の所得も含む)
- 3) 市外からの転入者も対象となります。

2

～必要書類をセルフチェック～

①申請時

- 【1】 戸籍謄本又は婚姻日が確認できる書類 (戸籍謄本は本籍地登録の自治体で取得)
- 【2】 住民票の写し (世帯員全員の住所が記載されたもの、燕市役所市民課で取得)
- 【3】 世帯員の所得証明書 (令和7年1月1日現在で燕市在住の場合、燕市役所税務課で取得)
(令和7年1月2日以降燕市に転入の場合、前居住地窓口で取得)
- 【4】 世帯員の市区町村税の納税証明書 (現在までに市税等の滞納がないことを確認できるもの)
(令和7年1月1日現在で燕市在住の場合、燕市役所収納課で取得)
(令和7年1月2日以降燕市に転入の場合、前居住地窓口で取得)

※印鑑が必要です
- 【5】 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類 (返済額がある場合)
- 【6】 住宅の売買契約書または工事請負契約書の写し (住宅購入、新築、増築、リフォームした場合)
- 【7】 住宅の賃貸借契約書の写し (住宅を賃借する場合)
- 【8】 引越に係る見積書その他引越費用が確認できるもの (引越費用がある場合)
- 【9】 住宅手当支給証明書または住宅手当の支給金額がわかるもの
(賃借した住宅に係る費用の申請で勤務先等から住宅手当を受けている場合)

※申請者様の申請内容や状況に応じて、必要書類が異なります。

申請前に必要書類について各自☑セルフチェックをお願いします。

◆各書類申請先について

【1・3・4】 →申請者様の状況により申請先が異なる書類

【5・6・7・8・9】 →各自で準備をお願いする書類

②実績報告兼請求時

- 【1】 家賃納入証明書 (様式第9号) または 家賃を支払ったことがわかる書類 (通帳の写し等)
(賃借した住宅に係る費用で申請した場合必要になります。)
(家賃納入証明書を使用する場合は契約している賃貸会社より対象期間に経費を支払った証明が必要です。)
(通帳の写し等で実績報告する場合は対象経費期間の月ごとに支払ったことがわかる書類が必要です。)
- 【2】 領収証の写し
(取得した住宅に係る費用、住宅のリフォーム費用、引越費用で申請した場合必要になります。)
- 【3】 支援金振込先口座の写し
- 【4】 印鑑 (ネーム印等のシャチハタは不可)



※申請者様の申請内容に応じて、必要書類が異なります。